# 建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令 （昭和四十五年政令第二百七十一号）

建築基準法第四条第一項の政令で指定する人口二十五万以上の市は、次の表の市の欄に掲げるとおりとする。

# 附　則

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

# 附則（昭和四六年二月一八日政令第一七号）

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四六年九月一三日政令第二八八号）

この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年二月二八日政令第二五号）

この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年四月二八日政令第一一六号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附則（昭和四九年三月二六日政令第六三号）

この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五一年九月二五日政令第二四七号）

この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

# 附則（昭和五六年三月二〇日政令第三四号）

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五六年九月二九日政令第二九九号）

この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年三月二九日政令第五二号）

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 附則（平成三年九月二〇日政令第二九一号）

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

# 附則（平成一三年四月二六日政令第一七九号）

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

# 附則（平成二三年九月二六日政令第二九七号）

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。